

屋外広告物等表示（設置）許可に関わる手引き

担 当 課：館山市建設環境部
都市計画課建築係
電 話：0470(22)3610

- 1 この申請書で請求できる許可は
屋外広告物等表示（設置）許可 です。
屋外広告物について必要な規制を行い、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的としています。
千葉県屋外広告物条例第 6 条に、「広告物許可地域において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。」と定められています。
なお、知事の権限が市へ委任されており、市が許可をしています。
- 2 申請される方
申請（表示・設置）者の住所・氏名を記入し、押印してください。
申請書は 1 部提出です。
申請書に書いてあります図面、書類を添付してください。
許可を受けようとする日の 2 週間前までをお願いします。（図面等の差し替え等があった場合は差し替えの期間を除いて）
許可後に屋外広告物の変更（改造）除却、管理者（表示者・設置者）設置（変更・廃止）の変更、滅失がありましたら、それに関する書類を 1 部提出してください。
- 3 許可できない場合
禁止地域等におけるの広告物等の表示（設置）
許可地域における禁止物件への表示（設置）
- 4 手数料
広告物等の面積などにより異なります。
- 5 その他
屋外広告物の表示（設置）が許可地域等及び禁止物件であるかどうかの確認は担当課までご連絡をお願いします。
- 6 申請窓口
3 号館 2 階 都市計画課建築係